

保険税と保険料

—国民健康保険制度における自治体の制度選択

西川 雅史*

埼玉大学

本稿の目的は、市町村が国民健康保険の保険者として保険料ないし保険税いずれかの制度を選択できることに注目し、この制度選択がどのような要因に依存しているのかを実証的に明らかにすることにある。

本稿の分析結果は、様々な外生変数に依存して制度選択する「市区」、周辺団体と相互干渉しあいつつもかたくなに（保険税の）制度を堅持する「町村」の姿を描き出す。また、少なくとも市においては、国民健康保険の被保険者数が9-12万人程度に達する規模を境として、保険料を採用する可能性が高くなることが明らかにされる。

分析結果から政策的な含意を導くと、近年急速に進んだ市町村合併による自治体規模の拡大と、これに伴う町村制から市制への転換は、保険税から保険料への制度移行を加速させる可能性がある。

1. はじめに

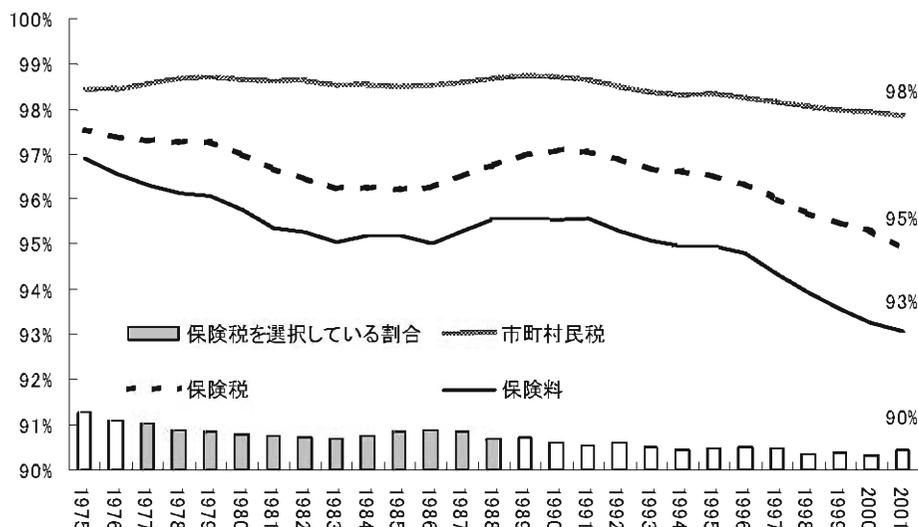
国民健康保険の保険者である市町村は、悪化傾向にある保険財政を健全なものにするために、保険料率を適切に定め、徴収率を改善し、運営の効率化を図るとともに、被保険者の健康増進を促すことで保険給付の抑制にも努めている。さらに、市町村は、国民健康保険制度を保険料ないし保険税のいずれかで運営すればよく、主体的に制度を選択することができる。

本研究は、平成17年度科学研究費補助金（課題番号：16730162）に基づく成果である。計画行政学会（2005年、於名古屋産業大学）では、三好勝則教授（香川大学大学院）、原勲教授（北星学園大学経済学部、社団法人北海道未来総合研究所理事長）から有意義なコメントを頂戴した。また、匿名の査読者から頂戴したコメントは、本稿に大幅な改善をもたらすものでもあった。記して謝意を表す。

*住所：338-8570、さいたま市桜区下大久保255、埼玉大学経済学部。

Eメール：masashi_n@eco.saitama.u.ac.jp.

図1 徴収率（収納率）の時系列比較



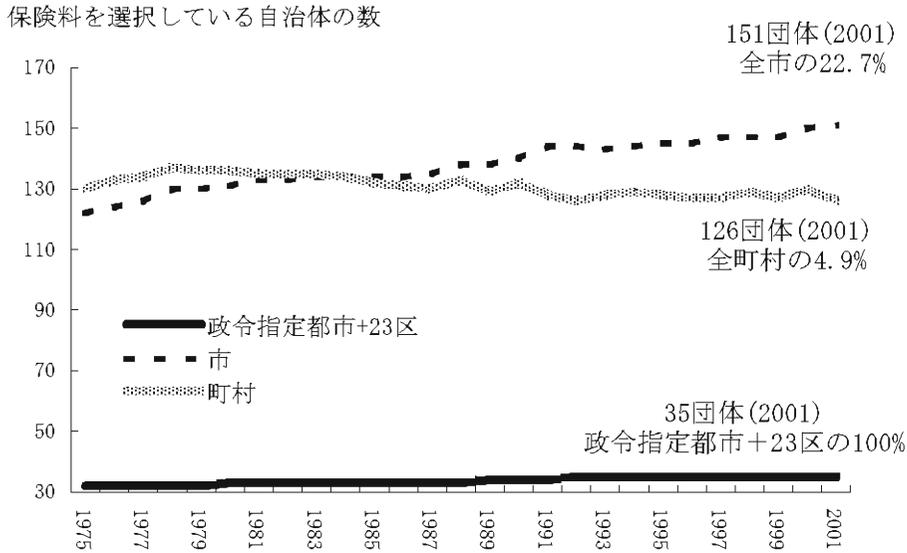
まずは、制度の公正さを保つという面からも改善が望まれている徴収率に注目して、保険税と保険料という2つの制度を比較してみよう。

図1は、1975年から2001年までの四半世紀について、市町村民税、保険料、保険税の徴収率の推移を比較したものである¹。それぞれの徴収率は、おおよそ同じトレンドであるが、保険料よりも保険税の方が常に高く、しかも、その格差は長期で広がりつつある。周知のように、近年の自治体は、租税、公共料金、社会保障にまつわる料金などについて、その徴収率を引き上げようとする動きが活発化していることから、国民健康保険においては、保険税を選択する自治体が増加しているものと予想される。ところが、驚くべきことに現実はそうになっていない。

図1の棒グラフが示すように、保険税を選択する自治体の割合は、1975年の91.3%から2001年の90.4%へとわずかずつではあるが減少しているのである。図2は、保険税を採用する自治体数の減少が主に市制の自治体を震源地としていることを示す資料である。市制の自治体では、近年になるほど保険料を採用する自治体が増加し、2001年の時点では151の市（全市の22.7%）が保険料を選択している。これは、保険料を採用する町村数126（全町村の4.9%）を絶対量でも上回っている。

¹ 本稿では、保険料（税）の「現年課税分」における「保険料収入済額」を「保険料調停済額」で除した値を保険料（税）の徴収率と呼ぶことにする。このほか、繰越分を含む「合計」の徴収率を使用することが可能であるが、その場合には、過去の（不良）債権がより長期で維持される保険税の方が徴収率は必然的に低くなるので、対等な比較にはならない。

図2 保険料を選択している自治体の推移



また、政令指定都市および東京都特別 23 区については、過去 25 年を振り返ってみても、保険税を選択したことはない²。なぜ、政令指定都市、東京 23 区、市制の自治体は徴収率が高い保険税ではなく、保険料を採用する傾向にあるのであろうか。

表 1 は、65 歳以上人口比率と失業率をコントロールして（階層を作成して）、市、町村ごとに保険税と保険料の徴収率の平均値（2001 年）を比較してある³。なお、各階層に含まれるサンプル数を括弧内に示した。65 歳以上人口比率をコントロールした表 1 の上段では、市・町村ともに、多くのサンプルを含む階層で保険料の徴収率が相対的に高くなっている。表 1 の下段では、失業率をコントロールした場合の比較を行っているが、そこでも上段と同様の傾向がみてとれる。すなわち、私たちが一般的に認知している図 1 が示す傾向（保険税の徴収率 > 保険料の徴収率）は、市・町村という制度上の違いや、他の外生的な変数からの影響をコントロールしていないことによる「見せかけの傾向」なのである。こうした理解を前提とすれば、政令指定都市および東京都特別 23 区、および市制の団体が保険料を選択していることには、一定の根拠がありそうである。ただし、自治体の制度選択は他の要素にも依存しているであろう。

² 広島市は、市町村合併の移行期（1984 年から 1987 年）に保険料と保険税を併用したが、1987 年以降は保険料だけの体制に戻っている。

³ 予備的な考察として行った重回帰分析によって、失業率、65 歳以上人口比率は、徴収率の決定要因として統計的に有意であることが示されたことから、これらの変数を用いた。なお、政令指定都市および東京都特別 23 区は、すべての団体が保険料を採用しているので表 1 から除いた。

表1 人口規模と失業率をコントロールしたときの徴収率の違い

65歳以上人口比率	市		町村	
	保険料	保険税	保険料	保険税
0-0.10		0.885 (8)		0.916 (7)
0.10-0.15	0.898 (50)	0.899 (125)	0.941 (7)	0.918 (133)
0.15-0.20	0.910 (63)	0.906 (153)	0.943 (21)	0.938 (359)
0.20-0.21	0.947 (7)	0.934 (48)	0.943 (8)	0.948 (98)
0.21-0.22	0.937 (11)	0.933 (27)	0.967 (4)	0.944 (132)
0.22-0.23	0.916 (2)	0.931 (30)	0.960 (6)	0.951 (121)
0.23-0.24	0.942 (6)	0.941 (25)	0.934 (4)	0.953 (169)
0.24-0.25	0.953 (2)	0.935 (26)	0.970 (7)	0.956 (165)
0.25-0.26	0.936 (2)	0.933 (16)	0.982 (2)	0.959 (152)
0.26-0.27		0.946 (19)	0.979 (7)	0.956 (131)
0.27-0.28	0.967 (1)	0.955 (7)	0.975 (6)	0.960 (139)
0.28-0.29	0.964 (1)	0.948 (6)	0.977 (6)	0.966 (123)
0.29-0.30	0.951 (1)	0.936 (6)	0.977 (7)	0.971 (118)
0.30-0.35	0.952 (3)	0.957 (6)	0.978 (24)	0.972 (348)
0.35-0.40			0.992 (10)	0.981 (155)
0.4以上			0.995 (7)	0.983 (70)

失業率(%)	市		町村	
	保険料	保険税	保険料	保険税
0-1.8	0.939 (17)	0.932 (65)	0.977 (81)	0.969 (1248)
1.8-2.0	0.934 (9)	0.934 (60)	0.961 (9)	0.952 (290)
2.0-2.2	0.928 (25)	0.924 (87)	0.954 (13)	0.946 (250)
2.2-2.4	0.914 (22)	0.914 (83)	0.942 (7)	0.942 (227)
2.4-2.6	0.915 (20)	0.907 (73)	0.951 (8)	0.938 (129)
2.6-2.8	0.907 (17)	0.907 (58)	0.941 (3)	0.930 (99)
2.8-3.0	0.905 (16)	0.899 (31)	0.929 (2)	0.934 (56)
3.0以上	0.881 (23)	0.910 (45)	0.906 (3)	0.933 (121)

注) 65歳以上人口比率や失業率をコントロール(階層を作成)した上で、それぞれの保険税と保険料の徴収率を比較し、徴収率が高い方を網かけした。また、カッコ内の値は当該の階層に含まれる団体数である。

本稿の目的は、市町村が国民健康保険の保険者として保険料ないし保険税のいずれかの制度を選択する裁量を有していることに注目し、この制度選択がどのような要因に依存しているのかを実証的に明らかにすることにある⁴。なお、本稿では、市町村が国民健康保険の保険者となっている市町村国保のみを扱い、同業者が組織する国保組合は考慮していない。また、分析で使用するデータは、2001年までのものであるため、2004年度以降の市町村合併は反映されていない。データの出典と記述統計量は表2にまとめて整理した⁵。

⁴ 総務省(参考資料[4])によれば、保険料率の設定方法なども市町村の選択制となっている。標準的には、所得割40%、資産割10%、被保険者均等割35%、世帯別均等割15%というような「第1方式」が採用されており、これを保険税で課している自治体数が2647、保険料で課している自治体が196であり、ともに主流派である。ここから、資産割が除去されて簡便化されたものが第2方式、さらに世帯別均等割までを除去したものが第3方式と呼ばれる。また、所得割、資産割の算定方法についてもバリエーションがあるなど、限定的ではあるが、自治体が個性を発揮しうる余地がある。

⁵ 主に第3節で用いる時系列データの記述統計量は掲載していないので、筆者まで問い合わせ頂きたい。

表2 記述統計量

変数名	年次	観測値数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	出典
市区							
保険税ダミー (保険税 1)	2001	685	0.736	0.441	0	1	A
被保険者数 (人)	2001	637	44819	84575	1481	1079533	B
周辺団体の保険税採用確率 (ライバル)	2001	685	0.736	0.258	0	1	A
周辺団体の保険税採用確率 (県内全団体)	2001	685	0.912	0.189	0.182	1	A
平均保険料率 (千円)	2001	637	81.984	14.211	44.304	142.164	A+B
徴収費用 (円)	2001	685	0.030	0.019	-0.007	0.162	B
徴収率：現年課税分	2001	685	0.916	0.031	0.783	0.989	A
面積(平方キロメートル)	2001	685	154.116	157.841	5.100	1231	C
人口密度(人/平方キロメートル)	2001	685	2129	3248	19.376	19854	C
昼間人口比率	2000	685	1.033	0.947	0.675	23.732	B
65歳以上人口比率	2000	685	0.185	0.049	0.076	0.341	B
失業率	2000	685	0.046	0.012	0.019	0.117	B
人口移動率 (転出入/人口)	2000	685	0.090	0.029	0.039	0.241	B
第1次産業就業者比率 (%)	2001	680	5.858	5.628	0.100	28.200	C
第2次産業就業者比率 (%)	2001	685	31.178	8.068	10.900	55.000	C
町村							
保険税ダミー (保険税 1)	2001	2547	0.951	0.217	0	1	A
被保険者数 (人)	2001	2534	4057	3034	98	21811	B
周辺団体の保険税採用確率 (ライバル)	2001	2481	0.950	0.167	0	1	A
周辺団体の保険税採用確率 (県内全団体)	2001	2547	0.913	0.123	0.048	1	A
平均保険料率 (千円)	2001	2534	74.789	18.979	19.088	231.025	A+B
徴収費用 (円)	2001	2547	0.089	0.056	0.001	0.496	B
徴収率：現年課税分	2001	2547	0.956	0.033	0.302	1	A
面積(平方キロメートル)	2001	2547	103.861	127.278	1.310	1408	C
人口密度(人/平方キロメートル)	2001	2546	307.866	536.214	1.547	5787	C
昼間人口比率	2000	2546	0.921	0.111	0.603	2.899	B
65歳以上人口比率	2000	2546	0.256	0.070	0.081	0.506	B
失業率	2000	2546	0.036	0.016	0	0.158	B
人口移動率 (転出入/人口)	2000	2546	0.076	0.027	0.031	0.374	B
第1次産業就業者比率 (%)	2001	2546	16.932	10.961	0.200	77.200	C
第2次産業就業者比率 (%)	2001	2546	32.183	8.969	1.500	60.100	C

注) 出典のうちAは『市町村税課税状況等の調』(元データ)、Bは『統計で見る市区町村のすがた』、Cは『市町村別決算状況調』からのものである。ただし、人口密度、保険料率などは、筆者による加工を経たもの。県内全団体には、自身を含む郡内(ライバル)を含んでいない。

2. 国民健康保険料と保険税

議論の前提となる国民健康保険制度の変遷について概観しておこう。現在の国民健康保険法は、1938(昭和13)年に制定された法を受け継ぐものである。設立当初の国民健康保険では、組合員の有資格者の3分の2が加入しており、かつ、地方長官が必要と認め、組合が指定する場合には強制加入制を採用することができたが、組合の設立そのものが任意であったこともあり、あまり普及しなかった側面がある。そこで、1942年の制度改正では、市町村に健康保険組合(市町村国保)の設立が強制されるようになり、かつ、組合員の有資格者の2分の1が加入していれば、強制加入制を採用できることとされたことなどにより、制度の普及に拍車がかかった。史料[1]によれば、1945(昭和20)年度までの間は、被保険者1人当たりを基準と

して国庫からの補助金が交付されており、その範囲は、保険者の事務費、会議費、経営費などの全額だけではなく、医療給付費の平均2割を支弁するほどに手厚かった。これらの施策により、1944年には保険者たる市町村数が10474、この被保険者数が4195万人を越え、その普及率は全国町村の98%、6大都市を除く全市の68%にまで達することになった。

その後、戦争など社会的な混乱により、国民健康保険は機能をいったん低下させてしまうが、終戦後には徐々に利用者が増加し始め、1948年から1949年の1年間に受診率が約2倍に増え⁶、その後も急激な増加がしばらく続くことになる⁷。当時の市町村にとっては、利用者の増加もさることながら、保険料の回収の難しさ⁸によって、市町村国保の財政運営が深刻な負担となり始めていた。そこで、国は、1951年より保険料の適正な賦課と完全な徴収を目指し、地方目的税として国民健康保険税を創設した⁹。保険税は、保険料に比べて債権が失効するまでの期間（消滅時効）が長くなるだけではなく、ほ脱（脱税）の場合に1年以下の懲役を併科することもできる。また、徴収の優先順位が地方税並みとなるなど、収納する際の権限が強化されている¹⁰。徴収率の向上を目指す市町村は、こうした徴収権の強さを見込んで保険税を採用することになる。

他方で、保険料には、自ら制定する条例によって弾力的に運用する余地などが残されており、地方税法に拘束されて融通の利かない保険税よりも自治体にとって好ましい一面がある。ただし、その裁量の裏返しとして、例えば、保険料率の決定・変更については都道府県知事に協議することが義務づけられており、裁量と義務のトレードオフがある¹¹。

最後に、そもそも論であるが、国民健康保険は、本則が保険料、例外が保険税である。保険税が制定された時期は、国民健康保険に対する理解が浅いために、保険者である自治体が保険料を徴収すべきものであることを強調するためにも地方税としての看板が必要であったが、現在では、そうした必要性は著しく低下しているも

⁶ 史料[3]。

⁷ とはいえ、史料[2]によれば、1950年末の時点でも、従前からの組合組織が市町村の行うべき国民健康保険事業を継続している自治体が1100ほど残っていたし、史料[1]によれば、1951年末の時点での保険者数は5126、その被保険者数は2459万人にとどまっていた。

⁸ 史料[2]は、市町村民は税の支払いに追われてしまい、保険料をなおざりにする傾向があると、当時の状況を語っている。

⁹ こうした経緯については、佐口(1995, pp. 86-87)でも整理されている。

¹⁰ これらの相違点を含め、厚生省保険局国民健康保険課(1993, pp. 638-640)には、保険税と保険料の法律上の相違点が10個、準則上の相違点が3個整理されている。

¹¹ 保険税は、賦課に関する諸事項が地方税法に明示されているため、協議は義務づけられていない(厚生省保険局国民健康保険課(1993, pp. 639))。

のと考えられ、2つの制度を併存させる意味が薄れている。それゆえ、国は、自治体が保険料を採用するよう“公に”誘導しつつある。例えば、佐野徹治自治省税務局長（当時）は、1995年の衆議院地方行政委員会において、保険料の一本化へと進むことが望ましいと答弁している。こうした事情から、自治体が保険料を選択することは、国の指針を理解し、模範的な行動をとっていることを内外に示すことになるのかもしれない。

2.1 自治体の行動仮説

前節で触れた制度的な要因に注目して、市町村による国民健康保険の制度選択をモデル化してみよう。いま、地方自治体*i*は、*t*期において保険料の制度を維持することから便益（＝利潤） π_{it} を得ているものと仮定する。 π_{it} は、*t*期の平均的な保険料率 w_{it} と被保険者の数 b_{it} の積で求められる保険料収入、保険料を徴収するための費用 c_{it} 、および制度を維持・運営するための行政的な機会費用 l_{it} と便益 m_{it} の関数であると仮定する。

$$\pi_{it} = (w_{it}b_{it} - c_{it}) + p_{it} \quad (1)$$

ただし、行政的な便益と費用を測定することは非常に困難であることから、ここではより簡便化させ、双方を相殺させた値 p_{it} （ $=m_{it} - l_{it}$ ）を考える。また、保険料率 w_{it} は、自治体ごとに多様な計算方法が採用されていること、さらに、所得に応じて保険料率が異なるような制度が採用されているために、各団体の保険料率は「平均」として考察するのがリーズナブルである。

地方自治体*i*は、保険料ではなく、保険税の制度を選択することもできる。保険税の制度を維持することからの便益を π'_{it} とし、式(1)と同様に以下のように特定化する。ただし、 $p'_{it} = m'_{it} - l'_{it}$ である。

$$\pi'_{it} = (w'_{it}b_{it} - c_{it}) + p'_{it} \quad (2)$$

地方自治体*i*は、 w_{it} 、 b_{it} 、 c_{it} 、 p_{it} 、 p'_{it} を所与として式(1)と式(2)を比較する。

$$s_{it} = \pi'_{it} - \pi_{it} \quad (3)$$

合理的な地方自治体は、式(3)で s_{it} が正ならば保険税、負ならば保険料を採用するものとする。つまり、自治体にとって操作可能な変数は、制度選択に限られているのである。なお、上記の設定では、 π_{it} と π'_{it} の違いが、 p_{it} と p'_{it} の違いに集約されている。

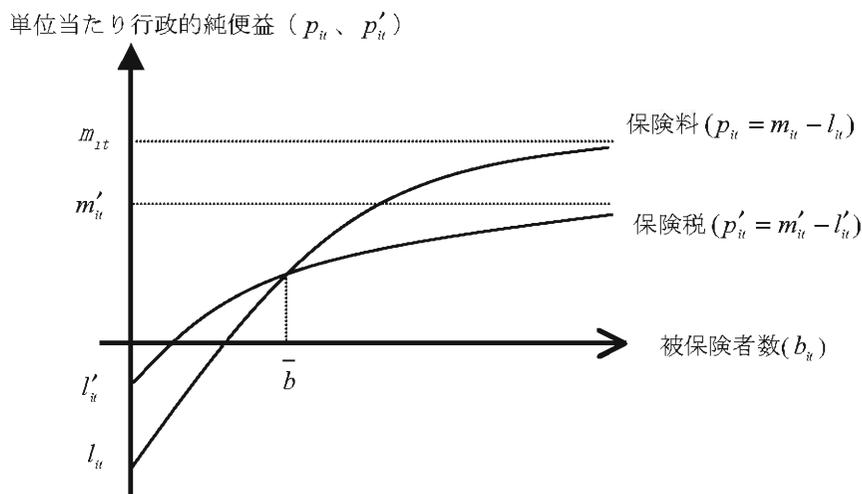
2.2 行政的な費用と便益

先に述べたように、保険料の場合、保険料率の変更を都道府県に協議しなければならぬなどの理由から、保険税に比べて相対的に行政費用が高い。図3では、こうした関係が $l'_i > l_i$ として示されている。ただし、協議のための行政費用などは固定的であろうから、自治体の規模が大きくなるほど、1人当たりの財政負担・行政負担は微少になっていくであろう。

他方で、市町村が制定する条例に基づいて運用する保険料は、地方税制度に拘束される保険税よりも裁量が大きい。こうした自由裁量を市町村の行政的便益とすれば、保険料は保険税よりも便益が大きい ($m'_i < m_i$)¹²。

以上を要約すると、他の条件を一定とすれば、規模が小さい団体では保険料の行政費用が相対的に重いために保険税を採用する可能性が高い。しかし、規模が大きくなるほど、行政費用の負担が相対的に小さくなる一方で、行政的な便益が顕在化し、 \bar{b} を境界として保険料を採用する可能性が高くなる。

図3 行政的な費用と便益の相殺



¹² ここでは、行政的な便益を規模に関して一定であると仮定しているが、規模に関して通増するものと仮定することもできよう。市町村の政治家のうち、大都市の政治家になるほど（自らを支持する基礎票が大きいことから）、将来の目標として都道府県議員、国会議員などへのステップ・アップを視野に入れる。このとき、国の指針に適切に対応してきたことの政治的な効能があるように思われる。行政官についても、大都市になるほど自負心が強く、先進的であると考えられる政策を実施する意欲があるように思われる。この仮定でも、本稿の簡便なモデルでの説明に不都合は生じない。

なお、図3では、横軸に自治体規模の代理変数として被保険者数(b_{it})を採用しているが、人口や標準財政規模などのデータを使用するのが一般的かもしれない。しかしながら、人口や標準財政規模は、後述する実証分析において、被保険者数との相関が非常に高く、多重共線性の問題が生じるために導入することができない。それゆえ、操作変数として明示的に取り扱いたい被保険者数に自治体規模の代理変数としての意味合いをも付加する形でモデルを構築した。

3. 自治体の制度選択

国保の制度選択にまつわる個別自治体の実証研究は、筆者の知る限りにおいて、これまでにない。そのため、制度的な理由以外に、彼らの行動を規定する要素がどのようなものであるのかが見当がつかない。そこで、1975年から2001年という四半世紀の間に、各自治体が保険税ないし保険料いずれの制度を採用していたのかを考察し、帰納的に重要な変数を抽出したい。

『市町村税課税状況等の調』の元データでは、保険税と保険料に区分して徴税データが整理されており、仮に保険税の欄にゼロ以外の値が与えられていれば保険税が採用されていたことがわかるし、保険料にゼロ以外の値が与えられていれば保険料が採用されていたことがわかる。このデータから、1975年から2001年の間に制度変更した自治体を整理すると、以下の5つのグループに大別することができる。

グループ(A)：保険税から保険料へ移行した自治体

グループ(B)：保険料から保険税へ移行した自治体

グループ(C)：制度を複数回にわたって入れ替えた自治体

グループ(D)：制度を1年間だけ入れ替えた自治体

グループ(E)：2つの制度が一時的に併存したが制度変更はしなかった自治体¹³。

表3には、これら各グループに属する自治体の数が整理してあるが、このデータには留意すべき事項がある。グループ(C)に含まれている4つの団体については、役場に制度変更の有無を確認してみたところ、2年間だけ制度を変えたことになっている新潟県三条市(1991-1992年)と岡山県英田町(1976-1977年)は、制度変更した事実がないとの返答があった(他の2団体は後述するように、より長期間にわ

¹³ その他、1975年に存在し、2001年に存在していない団体がある。

表3 時系列的な制度変更の実態

		町村	市・政令市	総計
保険税→保険料	グループ(A)	9	29	38
保険料→保険税	グループ(B)	11	3	14
保険税→保険料→保険税	グループ(C)	3	1	4
保険税→保険料(1年だけ)→保険税グループ(D)		21	3	24
保険料→保険税(1年だけ)→保険料グループ(D)		3		3
両制度が併存したが制度変更なし	グループ(E)		9	9

注) 1975-2001年についての集計結果。各数値は制度を変更した自治体の数。

表4 各グループに該当する自治体

グループ(A)			グループ(B)					
北海道	北村	1976	千葉県	松戸市	1983	岐阜県	笠松町	1976
北海道	厚真町	1976	大阪府	熊取町	1983	岐阜県	神戸町	1977
大阪府	八尾市	1976	千葉県	銚子市	1985	東京都	福生市	1980
北海道	斜里町	1977	茨城県	日立市	1987	愛知県	富山村	1980
京都府	長岡京市	1977	千葉県	柏市	1988	福岡県	那珂川町	1981
大阪府	泉大津市	1977	鳥取県	米子市	1988	石川県	内浦町	1982
岡山県	玉野市	1977	鳥取県	倉吉市	1988	山口県	油谷町	1983
北海道	釧路市	1978	島根県	金城町	1988	三重県	三雲町	1984
北海道	虻田町	1978	福岡県	久留米市	1989	北海道	江別市	1985
三重県	伊勢市	1978	千葉県	鎌ヶ谷市	1990	新潟県	小千谷市	1985
京都府	城陽市	1978	大阪府	泉佐野市	1990	新潟県	三島町	1986
大阪府	忠岡町	1978	千葉県	流山市	1991	新潟県	川西市	1989
広島県	尾道市	1978	北海道	帯広市	1992	北海道	女満別町	1992
北海道	千歳市	1980	千葉県	八千代市	1995	岐阜県	河合村	2001
東京都	立川市	1980	兵庫県	加古川市	1995			
大阪府	枚方市	1980	千葉県	市原市	1997			
北海道	由仁町	1981	滋賀県	彦根市	1997	グループ(C)		
大阪府	交野市	1981	三重県	玉城町	2000	北海道	雨竜町	1980-1999
香川県	高松市	1981	徳島県	鳴門市	2000	北海道	上士幌町	1978-1983
						新潟県	三条市	1991-1992
						岡山県	英田町	1976-1977

注) 新潟県三条市と岡山県英田町は参考資料である。自治体名に続く数字は、制度変更をした年度を表している。

たって保険料を採用していた)。つまり、本来ならば、「保険税」によって徴収されたところを人為的なミスにより、「保険料」として徴収されたものとして取り扱われてしまったようである。自治体が保険税から保険料へ制度変更する場合には、都道府県知事に協議することが義務づけられており、このような機会費用を考えれば、短期間だけ制度変更するというのは不自然である。そうであれば、1年間だけ制度変更したことになっているグループ(D)に含まれる27(=24+3)の自治体についても、人為的なミスが発生していると理解するのが妥当であろう。それゆえ、三条市、英田町、グループ(D)に属する自治体は、制度変更したとは認めないものとする。

グループ(E)に該当する自治体は9つあるが、これらのうち浜松市、広島市、熊本市の3市は、市町村合併の調整過程として両制度を一時的に併存させた自治体で

ある。また、岡山市、西東京市、新潟市、長浜市、近江八幡市、八日市市などの6市は、使用したデータの末端年（岡山市だけが1975年、残りは2001年）で両制度が併存しており、制度変更が一時的なものに過ぎないのか否かが不明である。これらグループ(E)に含まれる自治体についても、制度変更した自治体としては考慮しないことにする。したがって、グループ(A)・(B)、およびグループ(C)に属する自治体のうち三条市・英田町を除く団体に以降の分析の焦点を絞りたい（表4を参照のこと）。

3.1 制度変更した自治体

過去25年の間に制度を主体的に変更したとみられる自治体のうち、グループ(A)と(B)に含まれる52団体の制度変更の時期をみると、約半数を占める24団体が分析期間の最初の5年間（1976-1981年）に制度を変更している¹⁴。

ここでは、積極的に制度変更していると判断できるグループ(C)に含まれる2つの自治体、北海道上士幌町と北海道雨竜町に注目したい。上士幌町では、1977年まで保険税を課していたが、1978-1983年の期間だけ保険料を採用した後、1984年の移行期を経て、1985年からは再び保険税に戻っている。上士幌町の徴税率を期間ごとにみると、1975-1977年の平均値が98%であったのに対して、保険料を採用していた1978-1984年の期間の平均値は93%程度でしかない。その後、保険税に戻して以降の徴税率は97%にまで回復している。このような上士幌町の制度選択には、比較的裁量の大きい保険料を採用したいのであるが、徴税率を維持するためには、保険税を選択しなければならないという行動原理がみてとれるのではないか。

北海道雨竜町は、1979年まで保険税を採用していたが、1980-1999年の期間は保険料へ制度変更していた。しかし、国民健康保険事業のリスク分散と規模の経済性による運営費の縮減を目指し、周辺自治体と協力して広域で事業を運営することになると、2000年を経過期間として2001年より再び保険税を採用することになった。現在は総務省が保険料への誘導を促していることを考えあわせれば、あえて保険税

¹⁴ 本稿の主旨から外れるが、制度変更の時期を考える1つの材料として、厚生労働省が提供する法令等データベースシステム (<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>) を用いて、国民健康保険法施行令にまつわる国から地方自治体への通知数を時系列的にカウントしてみた（検索システムに登録されているデータは、厚生労働省所管のすべての法令・通知・公示等を網羅しているわけではない）。通知数は1959年の38から始まり、1960-1969年で100、1970-1979年で73であった。1983年に老人保健法が全面施行されたことを反映してか、1980-1989年には118へ増加し、2000年から介護保険法施行されることとなる1990-1999年には159、2000-2003年で19となっている。もし、通知数の多寡が制度の安定性と関係があり、さらに、もし、制度が安定している時期ほど自治体が主体的に制度を選択するのであれば、制度変更の時期が1970年代に集まっていることの理由の1つは、ここにあるのかもしれない。

へと制度をすり寄せた背景には、多くの周辺自治体が選択する制度へ歩調を合わせようとした自治体の行動原理がみてとれるのではないか。

3.2 近隣効果の抽出

表4を再びみると、制度変更した自治体は、絶対数では北海道の12団体が、相対的には大阪府の7団体が目立っている。そこで、これら2つの道府に注目して自治体の行動を空間的に考察してみたい。なお、2001年度時点で、北海道は88% (=187/215)の自治体が「保険税」を採用し、大阪府では91% (=40/44)が「保険料」を採用しており、いわば、両道府はまったく対照的な素地にある。

まず、大阪府をみてみると、隣接しあう泉大津市と忠岡町が、それぞれ1977年と1978年に保険税から保険料へと制度変更している。まったく同様に、隣接しあう枚方市と交野市が、1980年と1981年に保険税から保険料へと制度変更している。これらは、自治体の「横並び行動」の1つとみなせよう。熊取町と泉佐野市も隣接するペアとして保険税から保険料へと制度変更しているが、前者が1983年、後者が1990年であり、やや時間的なラグが長い。この例は、多くの自治体が保険料を採用している大阪府の実状を考えれば、より広域的な意味での横並び行動ととらえるほうが自然かもしれない。他方で、豊能郡に属し、隣接しあう能勢町と豊能町は、大阪府では例外的に保険税を採用する自治体のペアであるが、これも横並び行動の1つとみてとれよう。

北海道の場合、「網走支庁」に注目することで興味深い考察ができる。「網走支庁」「斜里郡」に属する斜里町は、1977年に保険税から保険料へと制度変更した自治体である。西に接する小清水町と南西で接する清里町は、網走支庁斜里郡に属し、東隣の目梨郡羅白町と東南で接する標津郡標津町は根室支庁に属している。ここで、網走支庁に属する網走市、網走支庁斜里郡の小清水町が保険料を採用していること、他の支庁・郡に属する羅白町と標津町が保険税を採用していることを考えると、斜里町の制度変更は、単なる近接性で説明するよりも、支庁という歴史的な結びつきが影響していると考えた方が自然であろう。

ところで、斜里町から少し離れたところに位置する「網走支庁」「網走郡」の女満別町は、1992年に保険料から保険税へと制度変更している。女満別町は、網走市や小清水町に合わせる形で保険料を選択したままでも違和感はないが、他の網走郡の町（東藻琴村、美幌町、津別町）が保険税を選択していることを考えると、「支庁」内の他団体よりも、さらに密接な「郡」内の他団体をより強く意識した制度変

更であったと理解することができるのではないか¹⁵。

明治11年に制定された郡区町村編成法は、明治4年に導入された大区小区制が当時の住民意識と乖(かい)離した行政区分となっていたとの反省から生まれたもので、地域的な結びつきが重視されていた。その後、郡(ないし郡長)の役割は低下していくことになるが、自治体にとって同じ郡内にある他の自治体は、実質的な意味での良き「ライバル」という位置づけになろう。こうした理解は、合併する自治体の多くが同じ郡に属している(いた)ことなどからも首肯されよう。自治体の制度選択には、距離上の近接性だけでなく、歴史的な意味での近接性(県、支庁、郡)が重要なのである。

次に、同じく北海道に属する釧路市、帯広市、虻田町に目を転じてみたい。これらの自治体は、他の周辺地域が保険税を選択している中で、そこから逸脱するかのようには保険料へと制度変更している。ここで、虻田町を除く、釧路市、帯広市の立場を考えると、彼らが横目で意識しているのは周辺の小さな町村ではなく、他の地域で中心的な役割を担っている都市なのではないだろうか。例えば、函館市は、2004年12月に周辺自治体(戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町)と合併したが、本稿が使用している合併前の2001年度データによれば、函館市周辺の自治体が保険税を選択している中で、函館市だけが保険料を選択している。これらの実態から、一定の規模を有する自治体は、周辺地域に先んじて保険料を採用しているという構図が浮かび上がる。おそらく、他の中心的な自治体(札幌市、函館市など)が保険料を採用していたという事実へのライバル意識があるのではないだろうか。

一定の競争関係にある自治体間にみられる横並び行動(ミミック)については、アメリカのデータを分析したLadd(1992)、Case et al.(1993)らの研究を嚆矢(こうし)とし、Beslay and Case(1995)までが初期的な研究といえよう。その後、Heyndels and Vunchelen(1998)がベルギー、Buettner(2001)がドイツ、菅原・國崎(2005)と大島・國崎・菅原(2005)が日本について分析している¹⁶。また、Revelli(2003)は、近接性を「郡」に求めているという意味で、本稿と同じ視座を有する数少ない研究である。これらは、近隣の自治体との間で正の関係性を発見しているが、カナダについて分析したBrett and Pinks(2000)は、負の関係性についても報告している。Brueckner(2004)は模倣行動にまつわる分析を総括する形で、自治体*i*の行動が自治体*j*へ与える影響は、実施された政策からの「スピルオーバー」(情報の伝

¹⁵ 女満別町と東藻琴村が2006年3月31日に合併したことからも、両者の結びつきの強さがうかがえる。

¹⁶ 西川・林(2006)によるサーベイがある。

播を含む)の効果と、実施した政策に伴う「資源移動」による効果とが存在し、これら2つの影響がちょうど相殺し合わない限り、互いの自治体の行動には緩やかな関係が残されるであろうと整理している。

4. 実証分析

2節の分析では w_{it} や c_{it} を所与とした上で(コントロールした上で)、自治体の規模によって選択する制度に差違が生じる可能性を指摘した。また、3節の考察からは、周辺自治体との相互関係(以降では、近隣効果)の重要性が指摘されていた。これらの変数の他にも、産業構造や人口密度など社会環境を表す変数も制度選択に影響を与えるであろう。これらの変数群を X_{it} として、自治体 i の制度選択を推定モデルに直したものが式(4)である。

$$s_{it} = \beta'X_{it} + e_{it} \quad (4)$$

ただし、 β は推定される係数群、 e_{it} は通常の誤差項である。他の条件が等しければ、合理的な地方自治体 i は、 s_{it} が正となるとときに保険税を採用するはずである。

$$\beta'X_{it} + e_{it} > 0 \quad \Leftrightarrow \quad e_{it} > -\beta'X_{it} \quad (5)$$

自治体 i が国民健康保険の制度から得ている効用 s_{it} を測定することはできないが、自治体 i が選択している制度を観察することはできることから、自治体 i が保険税を採用していれば $h_{it}=1$ 、それ以外を $h_{it}=0$ とするダミー変数を使って以下のように定式化する。なお、 $h_{it}=0$ とは、保険料を採用していることでもある。

$$\begin{cases} h_{it} = 1 & \text{if } e_{it} > -\beta'X_{it} \\ h_{it} = 0 & \text{if otherwise} \end{cases} \quad (6)$$

式(6)で $h_{it}=1$ となる確率 $P(h_{it}=1|X_{it})$ は、 e_{it} が $-\beta'X_{it}$ よりも大きい領域に入る確率として理解することができる。後述する推定モデルがProbitモデルであることから、 e_{it} の累積分布関数は標準正規分布(Φ)と仮定され、式(7)から尤度関数を導き、 β を推定する。

$$P(h_{it}=1|X_{it}) = 1 - \Phi(-\beta'X_{it}) \quad \Leftrightarrow \quad P(h_{it}=1|X_{it}) = \Phi(\beta'X_{it}) \quad (7)$$

4.1 保険料率、被保険者数、徴収費用

実証分析にあたり、2節でコントロールすべき変数として指摘された w_{it} と c_{it} および、制度選択に影響を及ぼしうる被保険者数(=自治体の規模) b_{it} については、以下のような代理変数を用いる。

わが国の国民健康保険の保険料率 w_{it} は、被保険者が賦課すべき総額を定め、これを保険者に按分する方式（総額按分方式）を採用している。ただし、按分する方法は各団体で異なり、かつ、所得累進的な料率を設定するために個人差もある。そこで、自治体ごとに、賦課すべき総額（現年課税分）を被保険者数（東京 23 区は当該データが欠けている）で割った「平均保険料率」を w_{it} の代理変数とする。徴収費用 c_{it} は、国保に費やした費用だけを抽出したものが利用できなかったため、市町村民税の徴収費用を調停済の現年課税額で除した値（1 円徴収するのに費用がいくら必要かを求めた値）を代理変数として用いる。被保険者数 b_{it} は、市町村ごとに実測値があるのでこれを使用するが、2. 2 節で言及したように、 b_{it} は単なる被保険者数としてだけではなく、自治体規模の代理変数としての意味も併せ持たせている。

4.2 近隣効果

3 節での考察から各自治体の行動は、近隣効果を受けている可能性がある。ただし、他団体の行動をそのまま説明変数に加えてしまうと空間的相関が発生してしまう（Anselin[1988]）。しかも、Anselin(2002)では、Probit モデルによる推定において空間的相関を考慮するのは、誤差項の相関が非常に複雑になってしまい実用的ではないとされている。彼が示している解決策の 1 つは、周辺自治体の行動をモデルの外生変数とする（つまり、推定モデル内では決定されない）という条件を課すことである。表 4 で制度変更した自治体のタイミングをみると、周辺団体からの影響は一定の時間的ラグを有している。つまり、幸いにも、地方自治体 i の t 期の行動は、先決される周辺自治体の前期（ $t-1$ 期）以前の行動から影響を受ける（同時決定ではない）と仮定しても、現実的な妥当性を損なうことはないのである。

$t-1$ 期の周辺団体の行動 $y_{j,t-1}$ ($j \neq i$) は、以下の式のように作成された値によってとらえる。

$$y_{i,t-1} = \sum_{j=1}^z h_{j,t-1} / z_{i,t-1} \quad (8)$$

式(8)で $h_{j,t-1}$ は、第 i 自治体にとって周辺地域にあたる第 j 自治体が前期において保険税を採用していれば 1、それ以外がゼロであるようなダミー変数である。また、 $z_{i,t-1}$ は第 i 自治体にとっての「周辺自治体」の数である。本分析では、近隣効果として、広義の「県内全団体」、狭義の「ライバル」という 2 つの変数を作成し、分析に導入した。

表5 「近隣」の対象範囲

	同一県内の町村		同一県内の市区
	うち同一郡内	うち他の郡	
市区	全団体		ライバル
町村	ライバル	全団体	

表5に整理されているように、「ライバル」とは、町村にとっては、同一の郡に属する他の町村であり、市区にとっては、同一県内に属する他の市区を指している。また、「県内全団体」とは、同一の都道府県に属している団体のうち、「ライバル」とは定義されていないすべての団体（もちろん、第*i*団体は除く）を指している。なお、同一の郡に所属する他団体が存在しない町村については分析から排除した。

こうして計算された y_{it} は、周辺自治体のうち保険税を採用している自治体の割合（＝平均的確率）を示している。

なお、Brueckner(2004)は、自治体間の相互関係は、「（便益の）スピルオーバー」、「資源移動」、「情報のスピルオーバー」が入り交じっていると指摘していた。本稿の場合、私的財である保険料（税）を分析対象としているため、消費・供給における「（便益の）スピルオーバー」は存在しない。また、「資源移動」すなわち「人口移動」については、説明変数に「人口移動率」を加えることである程度はコントロールできる。したがって、本分析では、「情報のスピルオーバー」に伴う効果を分析しているものと考えられる。

4.3 分析結果（1）：自治体の規模

Probitモデルによって自治体の制度選択を分析した結果が表6にまとめられている。

推定モデル(1)で被保険者数の符号が負であることから、市部では、被保険者数が増える（規模が大きくなる）ほど保険税を採用する確率が低下する。すなわち、保険料を採用する確率が上昇する。この傾向は、全サンプルを分析対象とした推定モデル(4)でも確認される。これに対して、町村をサンプルとする推定モデル(2)では、符号が逆転して正となっているものの統計的な有意性は無い。したがって、規模が大きくなるほど保険料を採用する可能性が高まるという2節で示された仮説を実証分析は否定しなかったと言える。しかしながら、町村部で「規模」が有意とならない原因については探しておく必要がある。

まずは、図3で \bar{b} にあたる被保険者数を特定してみよう。いま、以下のような式

表6 分析結果

説明変数	従属変数：保険税ダミー（保険税 1）			
	モデル(1) 市区	モデル(2) 町村	モデル(3) 町村	モデル(4) 全自治体
被保険者数（自治体の規模）	-0.0000121 (-3.97) ***	0.0000333 (1.48)		-0.0000175 (-6.57) ***
周辺自治体の保険税採用確率（ライバル）	2.337412 (6.13) ***	2.222904 (9.23) ***		2.236545 (11.03) ***
周辺自治体の保険税採用確率（県内全自治体）	1.323254 (2.56) **	2.700559 (8.17) ***		2.072527 (6.00) ***
保険料率・税率	-0.0143713 (-2.92) ***	-0.0043885 (-1.46)		-0.0088481 (-3.60) ***
徴収費用（市町村民税）	12.86439 (1.88) *	2.296957 (1.71) *		1.993724 (1.51)
徴収率	-11.6791 (-3.29) ***	-1.93108 (-0.58)	-7.585587 (-2.63) **	-7.629418 (-3.06) ***
総面積	-0.0003654 (-0.73)	0.0010646 (1.71) *	0.0006451 (1.46)	0.0005133 (1.56)
人口密度	-0.0000394 (-0.66)	-0.0001062 (-0.88)	-0.0002564 (-2.93) ***	0.0000421 (0.83)
昼間人口比率	-0.966522 (-1.13)	-0.4108924 (-1.12)	-0.1563207 (-0.47)	-0.3686684 (-1.03)
65歳以上人口比率	-4.3069 (-1.54)	-1.661701 (-1.46)	-0.5469324 (-0.60)	-2.329955 (-2.36) **
失業率	-1.943518 (-0.20)	3.577493 (0.73)	18.56977 (4.18) ***	1.712063 (0.42)
人口移動率（転出入/人口）	8.013671 (1.57)	-0.2240499 (-0.08)	2.688516 (1.54)	0.8623233 (0.27)
第1次産業就業者比率	0.083696 (2.98) ***	0.0027411 (0.34)	0.0320312 (5.07) ***	0.019605 (2.64) ***
第2次産業就業者比率	0.0520134 (3.87) ***	0.0089433 (1.02)	0.0213429 (3.13) ***	0.021934 (3.15) ***
市区町村ダミー（市区 1）				
定数項	9.18134 (2.54) **	-0.3814599 (-0.11)	7.236314 (2.56) ***	-0.2862095 (-2.04) **
サンプル数	637	2468	2546	3105
Wald（自由度）のchi2乗値 Prob > chi2	179.24 (14) 0	323.36 (14) 0	65.63 (9) 0	511.55 (15) 0
Pseudo R2	0.4652	0.4188	0.0695	0.4745
Log pseudo-likelihood	-193.7965	-278.89153	-466.73759	-490.61939

注）説明変数ごとにサンプルの一部に過不足があるため、説明変数の選択が異なる推定モデル(3)では、推定モデル(2)や(4)とサンプル数が異なっている。なお、()内の値はz値。

に従い、被保険者数以外の変数を平均値で固定したシミュレーションを行う。

$$P = \Phi[\Sigma \hat{\beta}'_k \bar{X}_k + \hat{\beta}_k \tilde{b}] \quad (9)$$

ただし、 $\Sigma \hat{\beta}'_k \bar{X}_k$ とは、被保険者数以外の説明変数について、各変数の推定された係数と各変数の平均値をそれぞれかけ合わせ、それらを足し合わせた値である。これにより、被保険者数以外の変数からの影響は、「平均」の水準で固定されたことになる。他方で、被保険者数の推定された係数 $\hat{\beta}_k$ に任意の被保険者数 \tilde{b} をかけ合わせた値を求める。最後に、両者を加えた値（ $\Sigma \hat{\beta}'_k \bar{X}_k + \hat{\beta}_k \tilde{b}$ ）を標準正規の累積密度分布に当てはめれば、被保険者数を \tilde{b} 人だけ抱える自治体が保険税を採用する確率を得ることができる¹⁷。

いま、被保険者数が統計的に有意な推定モデル(1)・(4)から得られる被保険者数の係数 $\hat{\beta}_k$ を用いて、保険税を選択する確率が50%になるような被保険者数 \bar{b} をシミュレーションから求めると、推定モデル(1)から市で11.7万人、推定モデル(4)の市で9.1万人、町村で12.6万人となる。したがって、市では、 \bar{b} がおおよそ9.1万から11.7万人の範囲にあるとき保険税と保険料の制度選択が無差別となり、これより小規模のとき保険税、大規模になると保険料を選択する可能性が高まる。

町村については、 \bar{b} が12.6万人と求められたわけだが、現実の町村はそれより

¹⁷ 詳細については、Greene(2000, pp. 817-818)を参照のこと。

もはるかに小規模である。このことから、町村の場合、 \bar{b} すなわち自治体の規模は実質的な意味で制度選択に影響しえず、保険税が維持される傾向が強いと解釈できよう。

4.4 分析結果（２）：近隣効果

次に、周辺自治体の動向が保険税を選択する確率に与える影響を確認する。市区・町村ともに、近隣効果は、符号がプラスで統計的にも有意となっている。本稿における近接性は、境界が接するか否かではなく、市区ならば同一県内の市区、町村ならば同一郡内の他町村をライバルとして想定したものとなっており、一般的な先行研究が境界を接するという意味での「隣接」に注目してきた文脈とは一線を画し、より日本的な意味で、地方自治体の模倣行動を実証した結果となっている。

また、とりわけ町村については、推定モデル(2)が明らかにするように、他の説明変数がおおよそ統計的な有意性が無いことから、近隣効果の存在が際だっており、市区とはこの点が異なっている。ここから、多様な外生変数に依存する市区の制度選択、近隣効果以外の外生変数にあまり依存しない町村という傾向がつかみ取れる。

4.5 分析結果（３）：徴収率との関係

保険税を選択する自治体の徴収率が相対的に低いことが第1節で指摘されていたので、保険税を採用する確率と徴収率との間に負の関係があることに驚きは無い。しかし、町村をサンプルとする推定モデル(2)では、符号こそ推定モデル(1)と同じく負であるが、その統計的な有意性が認められていない。そこで、推定モデル(3)では、近隣効果、被保険者数、保険料率、徴収費用などの変数群を除いた推定を行い、徴収率が制度選択に有意に負の効果を持っていることを示した。ここから、町村については、徴収率と制度選択の関係は、重要な変数（町村の場合、とりわけ近隣効果）を除外したことによる見せかけの相関であったと結論すべきかもしれない。

5. まとめ

本稿の分析から得られた事実は、主として以下の3点である。【a】被保険者数が9-12万人程度となるのを境に、市では保険料を採用する可能性が高まる。【b】市区町村が保険税を採用する確率は、周辺自治体が保険税を採用する確率から正の影響を受けている。【c】保険料と保険税の徴収率を比較すると、他の変数からの影

響をコントロールすれば、徴収率が高いほど保険料を採用する可能性が高くなる。ただし、町村については、その統計的な有意性までは担保されない。これら3つの事実を含めた実証分析の結果から、「市区」は様々な外生変数に依存して制度選択する傾向にあるが、「町村」は互いに横並びしつつ、かたくなに（保険税の）制度を堅持する傾向にあると結論できよう。

最後に、やや踏み込みすぎていることを自認しつつも、本稿の政策的含意を考えてみたい。被保険者数が増えるほど保険料を採用することの（固定的）行政費用は相対的に小さくなり、保険料を採用する確率が高まるのであれば、地方分権政策の1つとして現在進行中の市町村合併は、その副次的な効果として、保険料を採用する自治体数を増加させるであろう。また、町村の行動が横並びに基づくものである一方で、市区の行動は、周辺自治体への横並び意識だけではなく、様々な外生変数を考慮して主体的な制度選択しているのであれば、市町村合併による町村制から市制への変更は、近隣効果に縛られていた町村を保険税から保険料へ移行させる契機となるかもしれない。

つまり、市町村合併は、規模の効果と近隣効果の緩和という2つのパスを通じて、保険税から保険料への制度移行を加速させる可能性がある。

参考文献

- 大島考介・國崎稔・菅原宏太(2005)「固定資産税の土地評価における自治体間連関の実証分析」, mimeo.
- 厚生省保険局国民健康保険課編(1993)『国民健康保険基礎講座 平成4年度版』、社会保険実務研究所.
- 佐口卓(1995)『国民健康保険・形成と展開』、光生館.
- 菅原宏太・國崎稔(2005)「財政競争の実証分析 日本の都道府県のケース」、2005年度公共選択学会報告論文.
- 西川雅史・林正義(2006)「政府間財政関係の実証分析」『フィナンシャル・レビュー』82(3)、197-222、財務省財務総合研究所.
- Anselin, Luc(1988) *Spatial Econometrics: methods and models*, Kluwer.
- Anselin, Luc(2002) "Under the hood. Issues in the specification and interpretation of spatial regression models." (<http://sal.agecon.uiuc.edu/> 2005.05.01).
- Beslay, Timothy and Anne Case(1995) "Incumbent behavior: vote-seeking, tax-setting, and yardstick competition." *American Economic Review* 85(1), 25-45.

- Brett, C. and J. Pinks(2000) "The determinants of municipal tax rates in British Columbia. " *Canadian Journal of Economics* 33, 695-714.
- Brueckner, J.K. (2004) "Strategic interaction among governments." presented in IIPF 2005 annual meeting.
- Buettner, Thiess(2001) "Local business taxation and competition for capital: the choice of the tax rate." *Regional Science & Urban Economics* 31, 215-245.
- Case, Anne C., Harvey S. Rosen and James R. Hines(1993) "Budget spillovers and fiscal policy interdependence: evidence from the states." *Journal of Public Economics* 52(3), 285-307.
- Greene, William H. (2000) *Econometric Analysis 4th edition*. Prentice-Hall, Inc.
- Heyndels, B. and J. Vunchelen(1998) "Tax mimicking among Belgian municipalities." *National Tax Journal* 51, 89-101.
- Ladd, H. F. (1992) "Mimicking of local tax burdens among neighboring countries." *Public Finance Quarterly* 20, 450-467.
- Revelli, Federico (2003) "Reaction or interaction? Spatial process identification in multi-tiered government structures." *Journal of Urban Economics* 53, 29-53.

参考資料

- [1] 『国民健康保険五十年史』 (ぎょうせい, 1989) .
- [2] 『市町村税課税状況等の調』 (総務省, 各年度版) .
- [3] 『市町村別決算状況調』 (総務省, 各年度版) .
- [4] 総務省 (http://www.soumu.go.jp/czaisei/czaisei_seido/ichiran01_u.html, 2005. 1. 31) .
- [5] 『統計で見る市区町村のすがた』 (<http://www.stat.go.jp/data/ssds/5b.htm>, 2005. 1. 31) .

参考史料

- [1] 衆議院本会議 (1949 (昭和24) 年10月31日) での岡良一氏の発言.
- [2] 衆議院地方行政委員会 (1950 (昭和25) 年4月16日) での青柳一郎氏の発言.
- [3] 衆議院本会議 (1952 (昭和27) 年12月25日) での永山忠則氏の発言.
- [4] 厚生労働省法令等データベースシステム.
- (参考史料のうち[1][2][3]は, 国会会議録検索システムによる)